

地域の会第86回定例会の意見・質問等に対する回答

平成22年9月1日
新潟県
柏崎市
刈羽村

避難時には、既に放射性物質が放出している状況を想定した訓練が必要ではないか。（吉野委員）

- ・ 今回の訓練では、トラブル発生から放射性物質の放出・大気中への拡散まで、ある程度の時間的余裕があるという前提で、「避難」措置を実施の予定。
- ・ その際は、念のため、住民の皆様に、口及び鼻をマスク、タオル等で保護し、上着や帽子等の着用等のうえ避難をしていただく予定。

計画について、負荷がかかる項目について、災害がおきてから、強化、補足、代替等を検討しては間に合わないと思うが。（川口委員）

- ・ 災害が発生してから検討するというだけでなく、あらかじめ負荷がかかることが想定される項目について検討して、計画の見直しを実施したもの。

自助、共助優先の考え方を、防災計画に反映することはできないか。
例えば、避難時にビニールの合羽を用意してマスクをしてぐらいのことは、それぞれがやるべきこととして計画の中に明記すべき。（武本委員）

- ・ 原子力災害は特殊性があり、対応に専門的な知見が必要なことから、自然災害に比べ公が果たす役割が大きく、地域防災計画（原子力災害対策編）もそれを反映して構成。
- ・ 一方、住民の方々に動揺や混乱なく行動していただくために、必要な知識の普及・啓発は重要であり、避難の際の、携行品の種類やマスク・外衣の着用等について、県の「原子力防災のしおり」（H20作成版）や柏崎市のマニュアルに記載。

訓練も計画も、情報は時系列を示すことが必要。
何かがあった時には、高速道路の料金所を解放してほしい。地震の時に緊急車両は入れたが、一般車両は止められた。
市民が冷静になるための情報はどのように出すのか。（久我委員）

- ・ 今回の訓練では、訓練当日の流れを時系列で、短縮する部分もわかるように想定時刻と訓練時刻を併記しながら、訓練のチラシ等で明示の予定。
- ・ 災害時の交通規制については、災害対策基本法（原災法）の規定により、県公安委員会が緊急通行車両以外の通行を禁止、制限できるとされている。（制度については研究）
- ・ 情報提供については、迅速で的確な情報をわかりやすくかつ定期的に提供することを念頭に、訓練において、具体的に行うことを検討中。

避難施設について、具体的な施設が決まっていない地区があるが、決めておいてほしい。（牧委員、鬼山委員）

災害時要援護者の支援について、自主防災組織とあらかじめ協議とあるが、協議されるような状況を作してほしい。（牧委員）

- ・ 現在、県で、受入先の市町村として、関係市村に隣接する長岡市、上越市、十日町市及び出雲崎町について、それぞれの市町が地域防災計画（風水害対策編）で指定している避難施設のリスト等をもとに担当レベルで調整、検討中。
- ・ 現在、災害時要援護者名簿のとりまとめを行っているが、支援等今後の対応については名簿がまとまる12月頃から各自主防災組織と改めて協議をしたい。（柏崎市）

安心情報について、1日に何回も提供することが必要。（前田委員）

- ・ 昨年の地域防災計画の見直しで、以下について追加。
（定期的な情報提供）
また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくとも、定期的に情報を提供する。

EPZの範囲をもう少し拡大すべき。（佐藤委員、高橋（優）委員）
集合場所に集まってから、そこからどうするかを考えようでは遅い。（佐藤委員）

- ・ EPZの範囲は、技術的な見地から十分な余裕を持ったものとして、原子力安全委員会が策定した「防災指針」に基づき、定めたものであり、さらなる範囲の拡大には国との調整が必要。
- ・ 住民の皆様方に避難をお知らせをする段階で、避難計画は決定しているが、検討する時間的余裕がない場合等を含め、様々な場合の対応については引き続き検討。

消防団員への教育ももっと行ってほしい。マニュアルができればいいと思う。（高橋（武）委員）

- ・ 消防団員向けの研修は、現在、原子力防災リーダー研修（県が市村に委託）、財団法人原子力安全技術センターが実施の原子力防災研修（消防団員向けコース）等があるが、さらなる充実を図りたい。
- ・ これらの研修のテキストに消防団の役割や活動が、マニュアル的にわかりやすく記載されているので、研修を受講していない団員の方にも周知を図りたい。

一般市民向けに、防災計画や訓練を簡単明瞭に記載したものを作ってもらいたい。（関口委員）

- ・ 現在、一般市民の方にもわかりやすく、見やすいことを念頭においた「原子力防災のしおり」を作成中。（11月の原子力防災訓練前までに、訓練のおしらせチラシとともに、全戸配布の予定。）

前回と今回の訓練の違いを聞かせてほしい。住民避難を中心としたメリハリのある訓練にできないか。

緊急時における、交通規制の対応について、県公安委員会との打ち合わせをしてあるのか。

安定ヨウ素剤は、事故が起きてから飲んでも効かないとか、一定の年齢以上は効かないという話を聞くが、いつの時点で飲めば効果があるのか。

（滝沢委員）

- ・ 今回の訓練は、複合災害対応の要素を取り込み、この場合の対応や対策等の検証を行う点が、前回との大きな違いだが、5年振りの訓練であり、関係者の対応や手順の再確認も、重要なテーマであることから、訓練項目等に前回と大きな違いはない。
- ・ 住民避難訓練は、この中に、住民広報、避難誘導、避難所の運営等、多くの要素を含み、訓練項目の中でも大きなウエイトを占めているが、さらにめりはりのある訓練方法について検討。
- ・ 緊急時の交通規制は、県災害対策本部や合同対策協議会に、県警が参画し、県や関係機関と相互に密接な連携をとりながら、状況に応じて実施。
- ・ 安定ヨウ素剤の服用の時期は、放射性ヨウ素を摂取する前24時間以内又は直後の服用で、甲状腺への集積の90%以上を、摂取後8時間以内で約40%、24時間以降で約7%を抑制できることが報告されている。

また、40歳以上については、放射性ヨウ素の被ばくによる甲状腺がん等の発生確率が増加しないため安定ヨウ素剤を服用する必要はないとされている。

（原子力安全委員会資料から抜粋）

資料の「県原子力防災訓練計画（案）」記載の会場について、市、村、防災センター、危機管理センター等となっているが、この「等」は何か。立地地域以外にも、原子力災害に対する関心を高めてもらいたいし、原子力について、もう少し詳しく説明するような対応をすることを、防災計画に反映してほしい。（伊比委員）

- ・ 「等」には、柏崎市総合体育館（避難所、救護所）、長岡市みしま体育館（避難所、救護所）、刈羽郡総合病院（初期被ばく医療機関）、県立がんセンター（2次被ばく医療機関）、原子力安全・保安院（合同対策協議会（TV会議））などが含まれる。
- ・ 原子力防災に関する知識の普及啓発については、立地地域の住民を対象に実施しているが、住民の不安解消の観点から、立地地域以外の住民に対する知識の普及についても方法等を含め検討。

各町内、各集落の人口の把握、要介護者が人数とか、バスの手配等の搬送手段等について聞きたい。（萩野委員）

- ・ 各集落の人口や世帯数は村で常に把握しており、新潟県が毎年更新している地域防災計画の資料編には集落別、方位別、距離別の人口等が掲載されている。災害時要援護者については、集落により「災害時緊急駆け付け対象者名簿」（いわゆる同意者名簿）が作成され、集落役員、班長、消防団などで共有されているほか、非同意者の要援護者名簿は村が保有し人数を把握している。
- ・ 集合場所から避難所への移動は、村と県が手配するバスなどの公共輸送機関及び自衛隊等により行うこととされている。バスの手配は事故発生後に行うが、実際には広域的な対応が必要なため、県に調整を依頼することになる。（刈羽村）

緊急時には、原子炉の近くの宮川や大湊、海岸線道路については閉鎖されて、本当に避難するための輸送手段が利用できるのか。（天野委員）

- ・ 大湊や宮川地区については、集合場所に集合のうえ、国道352号線を通って、出雲崎方面に避難する計画。状況により、災害対策基本法等に基づき、自衛隊等に対し、避難住民の搬送支援を要請。

避難指示等を出すタイミングが説明でははっきりしていなかった。情報を出すタイミングと的確な情報を出すことが必要であり、対応をしっかりと行ってもらいたい。（池田委員）

- ・ 避難指示等については、原子力災害対策特別措置法第15条に定める事態に至り、原子力緊急事態宣言発出後、オフサイトセンターでの合同対策協議会で防護措置の実施の指示が現地対策本部長（経済産業副大臣）から出された後に、市村長が出す。
- ・ その際は、防災行政無線による広報や、市の対策本部から自主防災会長（又は町内会長）に連絡のほか、現地の広報担当職員や消防団も広報車等も利用し、広報活動を実施。
- ・ 内容は、避難指示の発令時間、対象地域、集合場所、避難所、広報時間等について行うことが市のマニュアルに記載。

一番大事なところは、第一次的な避難所にいかに集めるかということだと思う。（三井田委員）

- ・ コンクリート屋内退避や避難の必要が生じた場合、該当する自主防災組織会長又は町内会長に連絡員を派遣して連携を密にすると共に防災行政無線、広報車、FMピッカラなどを通じて広報すると共に、消防団を中心に避難誘導する。対象地区の全ての人の避難が完了したかどうかは、自主防災会及び消防団で協力して行う。特に要援護者については名簿に基づき、自主防災会、消防団、市が連携して支援する。（柏崎市）

モニタリングシステムを増やす方向で考えてほしい。半径1kmのところには設置する方向で。（高橋（優）委員）

- ・ 監視施設の設置場所については、専門家の委員等で構成される技術連絡会議や評価会議の協議等で策定する年度計画の中で定めており、モニタリングポストの増設については、必要性に応じて、この手続きの中で検討される。